

T.LEAGUE 映像利用規定

この規定は T.LEAGUE が管理する映像である「プロパティ映像」の利用（1次利用及び2次利用）に関する規定です。

1. 「プロパティ映像」の定義と著作権

1. 1 T.LEAGUE が管理する「プロパティ映像」の定義

プロパティ映像とは、その使用において T.LEAGUE による許諾が必要となる以下の映像をいいます。

- T.LEAGUE および株式会社 T マーケティングが制作した映像
- 放送権取得局が T.LEAGUE との放送権契約に基づいて制作した映像
- 放送局がニュース／スポーツニュース番組での利用を目的に、取材ルールに基づき収録、制作した映像
- 放送局がニュース／スポーツニュース以外の番組での利用を目的に、取材ルールに基づき収録、制作した映像
- T.LEAGUE がアーカイブとして管理する映像

上記映像には T.LEAGUE の主催する試合映像のみならず、試合開催ベニュー内などにおける T.LEAGUE による撮影許諾が必要なエリアで収録された映像（選手・監督会見、観客映像などを含みます）すべてが含まれます。

1. 2 著作権の帰属

- T.LEAGUE および株式会社 T マーケティングが制作した映像の著作権はすべて T.LEAGUE に帰属します。
- 放送権取得局が収録、制作した中継映像（選手、監督のインタビューなどを含む）の著作権は、当該放送局に帰属します。ただし、放映権契約に基づき T.LEAGUE に提供された映像の著作権は T.LEAGUE に帰属します。
- 放送局が T.LEAGUE の許諾を受け収録、制作した映像の著作権は当該放送局に帰属します。ただし、使用については本規定に基づくものとします。

2. 「プロパティ映像」の一次利用

2. 1 プロパティ映像の一次利用の定義

一次利用とは T.LEAGUE と放送権契約を結ぶ、あるいは T.LEAGUE の許諾を得た映像制作者(社)による当初の目的に適った形態での映像利用を指し、以下の利用方法をいいます。

- ニュース／スポーツニュース利用
- 中継利用
- その他利用

なお、一次利用以外の利用（許諾を受けた映像制作者（社）以外による利用、許諾を受けた映像制作者（社）による当初の目的及び期限と異なる形態での利用）はすべて映像の二次使用とします。

2. 1. 1 ニュース／スポーツ利用規定

- ニュース／スポーツニュース番組においてニュース／スポーツニュースを目的とする映像は原則 1 試合当たり 3 分以内の映像利用とします。
- ニュース／スポーツニュースに該当するか否かは、文書にて T.LEAGUE に申請後、T.LEAGUE が判断します。（ニュース／スポーツニュースに該当しない場合は、しかるべき二次使用料がかかるものとします。）
- 許諾対象はテレビ放送のみで、ネットメディアでの利用、通信社による配信は許諾しません。ただし、地上波放送、無料 BS 放送、NHK-BS 放送のケーブル TV におけるサイマル放送と放送局が管理するインターネットサイト上での IP サイマル放送は許諾対象とします。

以上の規定を満たせば一次利用とみなし、映像使用料は課されません。

注：許諾を受けた放送局はニュース／スポーツニュース番組での利用を目的に制作した映像を、同一目的で利用する場合に限り他局との映像素材の交換を可能とします。（金銭を伴わない交換に限る）

2. 2. 2 中継利用規定

<定義>

- 「中継」とは、「テレビ放送」「ネット配信」「パブリックビューイング上映」を通して試合のすべて（フルマッチ）、あるいは一部を放送・配信する形態をいいます。
- 「テレビ放送」とは、地上波、衛星波（BS,CS）ケーブルTVによる放送をいいます。
- 「ネット配信」とは、パソコン、インターネットテレビ（インターネットなどを伝送路としたセットトップ型TV）携帯電話などデジタルネットワークを介した配信をいいます。
- 「パブリックビューイング上映」とは、公衆の場に大型モニターを設置し、試合の映像を試合と同時に拡大上映、再生する場合をいいます。
- 「中継映像」とは、T.LEAGUE が制作した映像、および放送権取得局が T.LEAGUE との放送権契約に基づき制作した映像をいいます。

<中継映像の保管、管理>

- 放送権契約に基づき放送権取得局から提供された中継映像は T.LEAGUE のライブラリーに保管します。
- 中継が行われなかった試合の映像については、T.LEAGUE が収録、制作しライブラリーに保管します。

<放送権取得局、およびその系列局における中継映像の二次使用>

- 放送権取得局、および取得局がキー局である場合のその系列局は、ニュース／スポーツニュース目的に限らず自社の放送目的で中継素材を利用尺制限なしに二次利用することができます。この場合、翌シーズンの T.LEAGUE 開幕日前日までに限り二次使用料は発生しません。
- 放送権契約に記載されていない種別の媒体に利用する場合は二次利用料金が発生します。
- この規約と放送権契約に齟齬がある場合、放送権契約を優先します。

2. 2. 3 その他利用

上記「ニュース／スポーツニュース映像」「中継映像」に分類されない映像で、T.LEAGUE に申請を行い許諾を受けたもの（例：パッケージ制作、CM、映画など）については、制作者と T.LEAGUE 間の取り決めに従うものとします。

3. プロパティ映像の二次利用

3. 1. 1 プロパティ映像の二次利用申請手順

- プロパティ映像を二次利用しようとするもの（以下、利用者）は、事前に所定の二次利用申込書を T.LEAGUE の広報宣伝部に提出し許諾を得たうえで利用するものとします。
- 二次利用許諾利用者は法人を対象とします。
- 映像利用後、利用者は T.LEAGUE に対し速やかに、利用内容、および利用尺を使用尺報告書にて報告するものとします。
- 試合映像だけでなく、競技場内で収録された映像すべてが報告対象となります。
- 利用者は利用尺の報告後、同録メディアを T.LEAGUE に提出するものとします。
- T.LEAGUE は報告書受領後、利用者に対し請求書にて映像利用許諾料の請求を行います。
- 映像許諾利用料は T.LEAGUE と利用者が別途協議の上定めた期限までに、T.LEAGUE の指定する金融機関に現金で支払うものとします。
- 使用者が映像利用許諾料の支払いを怠った場合には、通常の映像利用許諾料の3倍を請求できるものとします。
- 映像利用許諾料には当該映像の検索作業料、複製作業料、および素材出庫料などのライブラリー関係費は含まれず、利用者はこれを別途支払うものとします。

3. 1. 2 二次利用上の諸注意

<肖像権の権利処理>

T.LEAGUE が利用者に対して利用許諾する映像にかかわる肖像のうち、T.LEAGUE が定める「包括的利用」に当たらない選手個人の肖像権、および観客など T.LEAGUE 所属以外の個人の肖像権の権利処理は、利用者の責任と費用負担において行うものとします。

<映像に含まれる音楽などの権利処理>

T.LEAGUE が利用者に対して利用許諾する映像に含まれる音楽などの権利処理は、利用者の責任と費用負担において行うものとします。

<委嘱業務の費用負担>

T.LEAGUE が利用者から映像にかかわる権利調査、権利処理などの諸業務を委嘱された場合には、それらの業務の遂行に要した費用を利用者に対して請求しうるものとします。

<二次利用権の譲渡禁止>

映像の利用は、利用申込書に記載された目的に限るものとし、利用者は T.LEAGUE が利用許諾した権利の全部、もしくは一部を第三者（同組織の別部署、番組を含みます）に譲渡、

または許諾することはできません。

<配慮>

利用者は映像の利用にあたり、T.LEAGUE の名誉および信用を傷つけることのないように十分配慮し、著作権者表示等は、必ず T.LEAGUE の指示に従うこととします。

<映像の取扱い>

利用者は許諾された映像（制作中間過程生成複製物一切を含みます）の取り扱いについて、T.LEAGUE の指示に従うこととします。

<T.LEAGUE の管理するアーカイブ映像の二次利用>

映像の著作権を有さない者から T.LEAGUE に映像の利用申し込みがあった場合、T.LEAGUE が利用内容を審査し、問題ないと判断したうえで利用者に映像を提供するものとします。

<映像の返却>

利用者は映像の利用後可及的速やかに当該映像を T.LEAGUE に返却するものとします。

<違反>

利用者が本規定の内容に違反した場合は、T.LEAGUE は違反者に対し、通常の映像使用料の3倍の料金を請求しうるものとします。

3. 2 放送利用

放送局制作番組においてプロパティ映像を利用する際の利用許諾料は、別紙「映像利用料金表」に定める通りとします。なお、「放送局制作番組」とは、放送事業者がその発意と責任のもとに制作・発注し、テレビ放送に使用する目的で制作される番組をいいます。

3. 2. 1 番組カテゴリ

各カテゴリの留意事項は以下の通りです。

3. 2. 1. 1 ニュース／スポーツニュース番組

放送局制作番組のうち、ニュース性の強い内容で構成され、定期的に放送される番組をいいます。

○T.LEAGUE に申請後、許諾された番組のみが該当します。いわゆる「報道番組」「情報番組」は、必ずしもこれにあたりません。

○原則として1試合当たり3分以内に限った映像利用とします。試合当日に競技会場内で収録された映像は試合以外であっても対象となります。

○一次利用規定を満たす場合、利用許諾料は無料となりますが、一次利用規定を満たさない場合は利用許諾料を請求いたします。

3. 2. 1. 2 T.LEAGUE 専門番組 (ハイライト番組)、チーム応援番組

放送局制作番組のうち、内容が T.LEAGUE、T.LEAGUE 所属チームなどに特化されており、且つ定期的に放送されている番組をいいます。

○シーズン開幕前、あるいは番組放送開始前に T.LEAGUE に登録申請をして承認を受け登録する必要があります。また、登録にあたり登録料 (利用許諾料を含みます) が必要となります。

○登録された番組においては、映像に含まれる試合の開催日当日 21 時以降より 1 試合当たり 10 分以内に限り利用可能です。

○チーム応援番組が使用できる映像は、当該地域をホームとするチームに関する試合に限ります。

3. 2. 1. 3 その他の番組

放送局制作番組のうち、上記に定める「ニュース/スポーツニュース番組」「T.LEAGUE 専門番組 (ハイライト番組)、チーム応援番組」以外の番組をいいます。

○映像に含まれる試合の開催日当日 21 時以降より 1 試合当たり 5 分以内に限り利用可能です。

○「試合結果報道を目的とした利用」については、映像に含まれる試合の開催日当日 21 時以降より 1 週間以内に限って利用許諾料を無料とします。その場合、利用尺を 1 試合当たり 3 分以内とし、3 分を超えた場合は通常の利用許諾料が発生します。

○「試合結果報道を目的とした利用」は、原則として T.LEAGUE に事前申請の上許諾が必要となります。

3. 2. 2 放送利用上の諸注意

(使用条件)

当該映像の利用回数は原則一回とします。再放送を行う場合は通常料金の3分の1の利用許諾料を請求するものとします。

(番組宣伝への利用)

当該番組の宣伝を目的とする場合は番組内に使われている映像に限り利用許諾料の対象とはなりません。ただし事前に利用尺、利用映像、放送回数などをT.LEAGUEに事前報告するものとします。

(複数波での利用)

同一番組が複数の波をまたぐ場合、番組販売の場合、それぞれに利用許諾料が発生します。

3. 3 インターネット利用

インターネット利用の際は、別紙「映像利用料金表」に定める利用許諾料が発生します。

3. 4 パッケージメディア利用

3. 4. 1 パッケージメディア利用の定義

企業などが販売、宣伝、販促、教育用に製作するソフトのうち、有償・無償を問わず、ビデオテープ、DVD、Blu-ray ディスク、ビデオディスク、メモリースティック等の有形物に固定されるビデオソフトを含むものをいいます。

3. 4. 2 利用許諾料

パッケージメディアに映像を利用する際は、別紙「映像利用料金表」に定める利用許諾料が発生します。

3. 4. 3 諸注意

<利用条件>

規定にある利用期限及び複製本数を超えて複製することを禁止し、利用期限経過後にマスターテープは消去するものとします。ただし、利用期限の1か月前までにT.LEAGUEに対し文書にて申請し許諾が得られれば継続して利用できるものとします。

3. 5. フィルム映画利用

3. 5. 1 フィルム映画利用の定義

映画館、その他の場所において、公に上映する目的で制作されるフィルム製の映画をいいます。

3. 5. 2 利用許諾料

フィルム映画に映像を利用する際は、別紙「映像利用料金表」に定める利用許諾料が発生します。

3. 5. 3 諸注意

○利用許諾料はフィルム映画を上映後、ビデオ化し、テレビ放送するまでを一括のものとします。ただし、インターネット上の配信は、これに含まないものとします。

別紙「映像利用料金表」に定める料金は、映像利用量がフィルム映画の10%以下の場合のみに適応されるものであり、10%を超える場合は別途協議するものとします。

3. 6 上映・再生利用

3. 6. 1 上映・再生利用の定義

「上映」には、イベント上映、店頭・街頭上映、旅客サービス上映および、顧客サービス上映が含まれるものとします。また、試合と同時間に上映・再生されるものはパブリックビューイングとします。

「イベント上映」とは、見本市や博覧会、企業イベント、コンサート等にて上映されるものをいいます。

「店頭・街頭上映」とは、電器店やドラッグストアなどの店頭における小型モニター、並びに街頭ビジョン等を使用して上映されるものをいいます。

「旅客サービス上映」とは、電車内モニター、旅客機内モニター、観光バス内モニターなど旅客サービスを目的として上映される形態をいいます。

「顧客サービス上映」とは、ホテルや民宿などの宿泊施設、レストランなどの飲食店、カラオケボックスやゲームセンター、漫画喫茶等のエンターテインメント施設において顧客サービスの一環で上映を行うものをいいます。

3. 6. 2 利用許諾料

イベント上映、店頭・街頭上映、旅客サービス上映および、顧客サービス上映に映像を利用する際は、別紙「映像利用料金表」に定める利用許諾料が発生します。

3. 6. 3 諸注意

原則として1会場内の上映・再生を対象とし、会場内に設置される映像の再生受像機台数は5台以内といたします。5台を超える場合は別途協議させていただきます。

3. 7 広告・CM 利用

3. 7. 1 コマーシャルの定義

コマーシャルとは媒体の種類を問わず、広告主をスポンサーとし、放送利用される商業宣伝用コマーシャルを指し、通信における CM やイベント等における告知スポットを含むものとします。

3. 7. 2 利用許諾料

テレビコマーシャルに映像を用いる場合は、放送エリアに応じて別紙「映像利用料金表」に定める利用許諾料が発生します。

インターネットにおいてバナーや動画 CM 内に映像を使用する場合は視聴可能エリアや掲載期間により利用許諾料が異なりますので T.LEAGUE までお問い合わせください。

また、パッケージメディア内広告、上映・再生メディア内広告につきましても T.LEAGUE にお問い合わせください。

3. 7. 3 諸注意

○コマーシャルの使用期限は原則 2 クール（6 か月）以内とします。

○T.LEAGUE がコマーシャルの内容を事前に審査したうえで、利用許諾するものとします。

○利用者はコマーシャルがオンエアされる前に完成品の承認を T.LEAGUE より受けるものとします。

※本規定は 2018 年 10 月 24 日から実施いたします。また、本規定は事前の予告なしに変更する場合があります。